

令和 3 年 第 2 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録										
開催年月日		令和3年2月24日（水）								
開催場所		白岡市役所 4 階 特 別 大 会 議 室								
開催時間 及び宣告者		開 会		午前 9時00分		議 長		進 藤 貴 一		
		閉 会		午前 9時32分		議 長		進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長				仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員					
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要		
	1	岡 安 広		出席	1	長 澤 い と				
	2	岩 上 賢		出席	2	川 野 信 之				
	3	関 山 功 一		出席	3	齋 藤 光 則				
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子				
	6	小 野 田 憲 司		出席	5	神 田 潔				
	7	山 下 幸 一		出席	6	小 林 一 夫				
	8	吉 田 敏 雄		出席	7	安 野 和 好				
	9	大 山 峰 夫		出席	8	清 水 清				
	10	安 藤 富司夫		出席	9	今 泉 志 江				
	11	荒 井 肇		出席						
	12	齋 藤 美佐夫		出席						
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		13名		
	14	小 島 俊 雄		出席		欠席者		0名		
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者		農政課職員				
事務局		事務局長	嶋崎 徹		局長補佐		佐々木 雅美			
		主査	大塚 一隆		主任		安藤 寛子			
		主任	塩村 孝太郎		主任専門員		松本 敏幸			
説明員		主査	大塚 一隆		主任		安藤 寛子			
		主任	塩村 孝太郎		農政課		志水 翔希			
会議次第		別添のとおり			配布資料		別添のとおり			

審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (4) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	それでは、定刻となりましたので令和３年第２回農業委員会総会を始めさせていただきます。 本日は新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言発令中ということで、密を避けるため、先月同様推進委員の方々については、欠席いただいております。 また、会議中は窓を開けたままとなりますが、ご了承ください。さらに、協議報告については、事前配布させていただいておりますので、内容を読み上げるだけのものは、なるべく短縮する形で進行させていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	現在のところ、傍聴人の方はお見えになっておりません。
局長	現在の出席委員は農業委員１３名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前９時００分】
議長	現在出席委員１３名であり定足数に達しておりますので、これから第２回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に岩上委員、関山委員を指名いたします。
<u>議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について</u>	
議長	日程第１ 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は１件でございます。 総会資料の２ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積８５．３５ａ、農業従事者は４人、農業従事日数は３００日、農機具については、耕運機１台、トラクター１台を所有、動力噴霧器１台、トラック１台を所有しています。 そのため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案第２号番号１の農地法第３条の規定による許可申請の農地について、２月１６日に現地確認をいたしました。現在、申請地は農地として利用されており、譲受人は耕作機械も多く所有しており、所有農地も適切に管理されております。 したがって、今回の案件の転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質議なしという声あり]
議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第２号については、原案のとおり決定します。
<u>議案第３号 農地法第４条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第２ 議案第３号 農地法第４条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第３号 農地法第４条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は２件でございます。 総会資料の３ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、申請人が所有権を有する申請地について、竹林の伐採・伐根のための仮設工事用地として一時転用するための申請です。 譲受人の所有する申請地に隣接する宅地へ孟宗竹が越境しており、除去するよう指摘があったため、一時的に伐採・伐根のための仮設工事用地として申請がなされたものです。 農地区分につきましては、農用地区域内の農地と判断されますが、仮設工事用地は農地法施行令の不許可の例外に該当するため一時転用可能となります。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。 番号２につきましては、申請人が、所有権を有する申請地について、住宅敷地を拡張するための転用申請です。 申請人につきましては、申請地の隣地の持家にて生活しておりますが、申請地は以前からブロック塀や生垣に囲まれており、庭として利用してきた経緯から今後も庭として利用するために、今回、申請がなされたものです。

	申請地の農地区分につきましては、10ha 以上の一団の農地であることから、第 1 種農地と判断されます。通常であれば、転用は不許可となるところですが、既存住宅敷地の拡張については例外的な許可規定があることから、農地転用の見込みがあるものとなります。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号 1 の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案第 3 号番号 1 の農地法第 4 条の規定による許可申請の農地について、2 月 17 日に現地確認をいたしました。隣接する宅地へ孟宗竹が越境し、苦情があったため、伐採・伐根のために一時的な仮設工事用地として利用するための転用です。 したがって、今回の案件の転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いします。
議長	続きまして番号 2 の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案第 3 号番号 2 の農地法第 4 条の規定による許可申請の農地について、2 月 18 日に現地確認をいたしました。現地案内図 4 ページを御覧ください。転用理由は事務局説明のとおりです。現在、申請地は農地として利用されており、周辺農地に対しても適切に対応しております。 したがって、今回の案件の転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第 3 号については、原案のとおり決定します。
<u>議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第 3 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は 1 件でございます。 総会資料の 4 ページ目を御覧願います。

	番号１につきましては、譲受人が譲渡人から贈与により所有権を移転し、住宅敷地を拡張するための転用申請です。 譲受人につきましては、申請地の隣地の持家にて生活しておりますが、祖母との同居にあたり、介護サービスに伴う介護車輛の乗り入れや介護補助をする母の分の駐車スペースを確保するため、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案第４号番号１の農地法第５条の規定による許可申請の農地について、２月２１日に現地確認をいたしました。現地案内図５ページを御覧ください。申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、申請地の周辺は宅地として開発されており、今後も発展が見込まれる地域となります。現在、申請地は農地として利用されており、違反等はありませんでした。 したがって、今回の案件の転用については、転用理由や付近の状況からやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
議長	〔質疑等なしという声あり〕 質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第４号については、原案のとおり決定します。
<u>議案第５号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</u>	
議長	日程第４ 議案第５号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。農政課職員の入室を求めます。 〔農政課担当職員、事務局席へ移動〕
議長	本案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定に基づき、白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。

農政課

それでは、説明をさせていただきます。

今回、農用地区域からの除外につきまして、

令和2年12月7日から12月18日までの2週間をもって受付しましたところ、6件の変更申請がございました。

本日は、この6件につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。

皆様には、今回の除外案件の総括表と各案件をまとめてインデックスをつけた厚い資料を事前に配布させていただいております。

本議案については、こちらを基に説明させていただきます。

なお、こちらの資料は、会議終了後、回収をさせていただきますので、机の上に置いたままにしておいてください。

まず、除外の要点についてご説明させていただきます。

まず、除外の計画が不要不急でないことです。

今どうしてもそこが必要でそこでなければならない理由が必要となります。

続きまして、除外を行う場合は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の5つの要件を全て満たす必要があります。

1号 農用地区域以外に代替する土地がないこと。

2号 農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。

3号 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

4号 農業用施設の機能に支障を及ぼさないこと。

5号 土地改良事業の工事完了後、8年が経過していること。

それでは、今回申し出のあった案件に移らせていただきます。

○番号1

除外申出地は〇〇の一部です。

事業計画者は●●市内のアパートに住んでおりますが、子供の成長に伴いアパートが手狭となったことから、実家に近く、父の職場からも近い申出地を使用貸借により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号2

除外申出地は□□の一部です。

事業計画者は■■に住んでおりますが、自宅の老朽化に伴い建て替えを計画したところ、敷地に接する道路が建築基準法上必要な幅員が確保されていないものであったため、自己の所有する申出地の一部を法定の幅員を確保するため農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

	○番号3 除外申出地は△△です。 事業計画者は▲▲に住んでおりますが、結婚に伴いアパートが手狭となったことから、職場に近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。 こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 ○番号4 除外申出地は◇◇です。 事業計画者は◆◆に住んでおりますが、子供の出産に伴いアパートが手狭となることから、実家と職場に近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。 こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 ○番号5 除外申出地は▽▽の一部です。 事業計画者は▼▼に住んでおりますが、子供の成長に伴いアパートが手狭となったことから、実家の近くにある申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。 こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 ○番号6 除外申出地は☆☆の一部です。 事業計画者は★★に住んでおりますが、家財道具が増えたことによりアパートが手狭となり、職場に近く、実家に隣接した申出地を使用貸借により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。 こちらの除外案件については、申出地内にアスファルトや庭木があり、農地として適正に管理されていないため、問題ありと判断します。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	番号6については、違反農地ということですが、是正後に、申出を受付するという順番には出来ないのか。
農政課	申出受付後の補正期間内に違反農地が是正されない場合、取下げとなる可能性もある旨を伝え、申出前の是正をお願いしているところですが、今回は違反状態のまま申出がなされてしまった状況です。今後も継続して是正指導を行う予定です。
議長	他にございますか。

	[質疑等なしという声あり]
議長	お諮りします。本案につきましては、番号１から番号５の案件についてはやむを得ないものと認め、番号６については農政課の説明どおりとした各案件への意見を付して、市へ回答することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第５号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第２号から第５号に係る議事を終了いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第４条第１号第８号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項２ 農地法第５条第１号第７号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出に対する専決処分、協議報告事項２ 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は２件でございます。 総会資料の７ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、長屋住宅敷のための転用です。 番号２につきましては、資材置場敷のための転用です。 協議報告事項２ 農地法第５条第１項第７号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は２件でございます。 総会資料の８ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、住宅敷のための転用です。 番号２につきましては、分譲住宅敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について でございますが、今回報告は１件でございます。 総会資料の９ページ目を御覧願います。

議長	番号１につきましては、令和３年１月１５日に届出のあったものです。 解約の理由としては、農業をやめたい旨の申出があったものです。 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
<u>協議報告事項４ その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項４その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	○農地利用最適化推進１・１・１運動報告書 令和２年度農地活用世話人活動実績報告の提出について ・先月お願いをしました農地利用最適化推進１・１・１運動報告書と令和２年度農地活用世話人活動実績報告につきまして、御提出ありがとうございます。 未提出の方については、後ほど回収させていただきます。 ○来月の農地パトロールについて ・３月１６日（火） 進藤委員・大山地区推進委員 ・３月３０日（火） 山下委員・齋藤委員・日勝地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 ※当初予定しておりました３月２日のパトロールは新型コロナウイルスの影響により、中止とさせていただきます。 ※上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます ○来月の総会について ・３月２５日（木）午前９時 ※新型コロナウイルスの影響により、開催方法等については改めてご連絡させていただきます。 ※議事録署名委員の岩上委員、関山委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 ○人権に関する研修の中止について ・総会後に、人権に関する研修を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により中止とさせていただきます。研修に代えて資料配布のみさせていただきます。 配布資料：「人権ポケットブック 障がいのある人と人権」
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
議長	他に御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

議長	〔質疑等なしという声あり〕 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【開会 午前９時３２分】
----	---